（心身の故障により職務等を適切に行使することができない者）

第二百十一条の七十三の二　［①］　法第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ⑶に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により職務を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　［略］

（少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十一条の七十九　［略］

2　法第二百七十二条の三十九第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　当該少額短期保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　株式交付により子会社となる場合には、次に掲げる書類

⑴　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

⑵　株式交付計画の内容を記載した書面

⑶　株式交付費用を記載した書類

三　［略］

3　［略］

別紙様式第４号（第15条の３関係）

（日本産業規格Ａ４）

株　主　総　会　参　考　書　類

［１～４　略］

（記載上の注意）

１　役員の選任に関する議案

⑴　取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。

［①～④　略］

⑤　候補者と当該株式会社との間で補償契約（会社法第430条の２第１項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑥　候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑦　［略］

（心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者）

第二百十一条の七十三の二　［項を加える。］

［①］　［同上］

（少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十一条の七十九　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

三　［同上］

3　［同上］

別紙様式第４号（第15条の３関係）

（日本産業規格Ａ４）

株　主　総　会　参　考　書　類

［１～４　同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

⑴　［同左］

［同左］

［①～④　同左］

［加える。］

［加える。］

⑤　［同左］